

# 1 ふれあい活動とは

## 1 活動の意義～何のため?～

近年、お住いの隣近所との付合いを煩わしく感じ、ご近所との付合いを望まない方が増えています。それは、「家族」・「友人」・「会社」など、その方が自分に必要な範囲で、誰かとつながりができるからではないでしょうか。

しかし、ご近所付合いがないまま、病気・障害・介護などによってこれまでの関係が希薄になるなど、社会的な孤立はいつ・誰にでも起こり得ることです。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、身近な生活エリアに気にかけてくれる方がいるなど、**地域でのふれあい・支えあいの地域づくりが大切**であり、ふれあい活動は、そのための取組のひとつです。



お勤め人



お子さんと同居中



地域(ご近所さん)

ご近所付合いがなくても、誰かとはつながっている!



元気に活動していて、友人もたくさんいる方

ある日を境に



退職



結婚など  
お子さんの独立



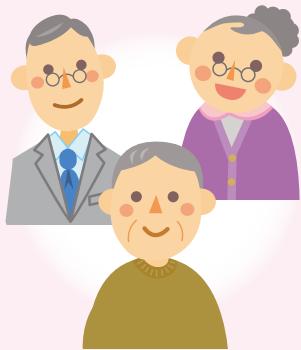
これまでご近所付合いがなかったので、知り合いもいません。

昨日までは誰かとつながっていたのに…  
社会的な孤立はいつ・誰にでも起こり得る!



急な病気で出歩けなくなる

望ましい地域のつながりは…



これからの都市型社会…

高齢者やひとり暮らしの増、病気や障害、生活の困りごとも増えることが予想されます。

地域のそれぞれの皆さんにとって、歩いて行ける距離の身近な人とつながっているかどうかが、もしものときに重要!



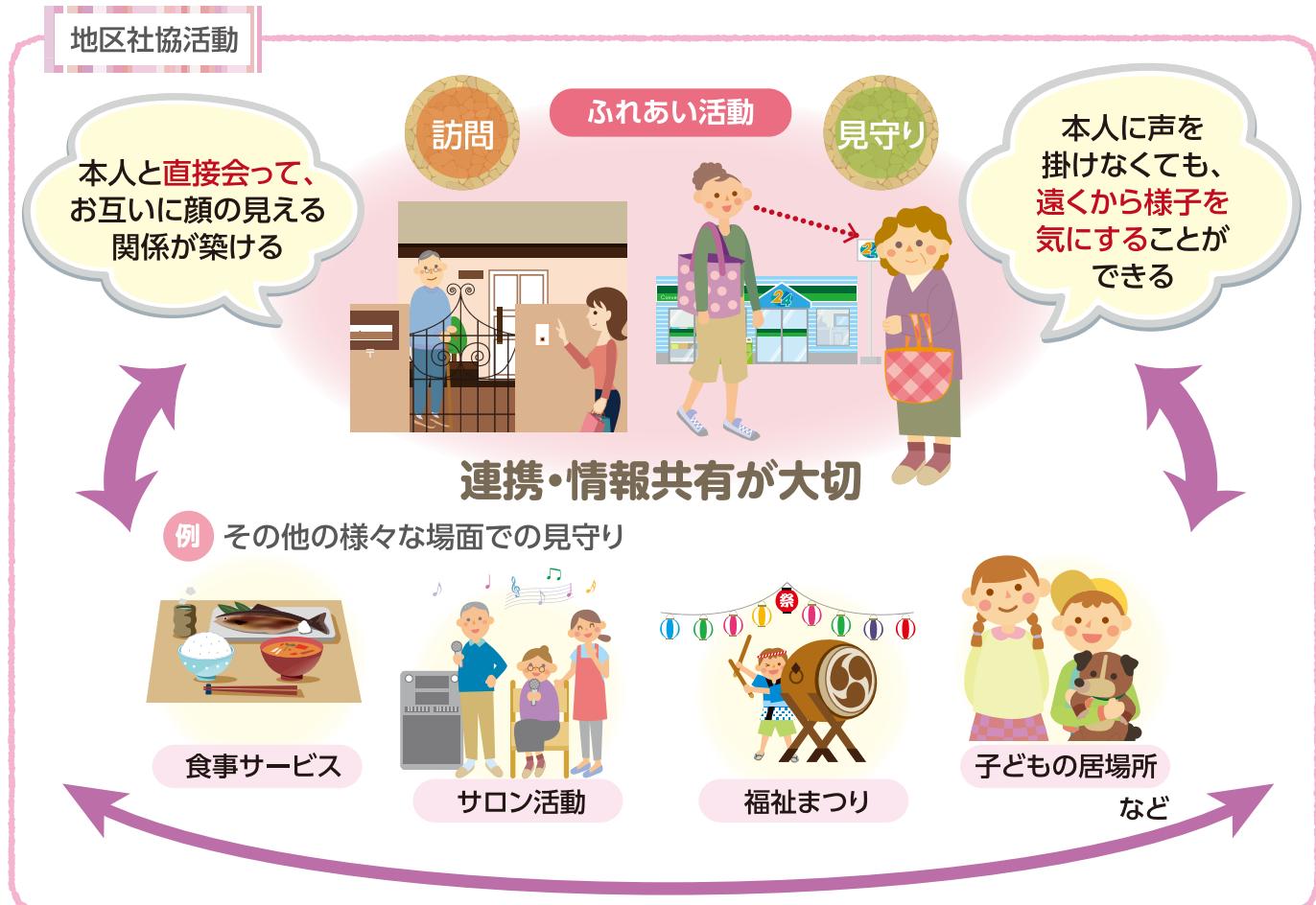
そのための地域づくりのひとつ = ふれあい活動

## 2 活動内容～何をするの?～

ふれあい活動の基本は、地域で気になる方への訪問や見守り活動を実施することです。

それぞれが活動を進める中で得られた情報は、活動員同士やその他実施している見守り活動の担い手と共有したり、連携したりすることが大切です。

※名称が変わっても、活動自体はこれまでと変わりません。



### ふれあい活動

|      | 訪問   | 見守り   |
|------|--|---|
| 特長   | <ul style="list-style-type: none"><li>直接会って、顔の見える関係が作れる</li><li>部屋の様子などから変化がわかる<br/>(急に片付けられなくなっているかなど)</li><li>本人が外出できても、「誰かとつながっていられる」安心感を得られる</li><li>困ったことを直接相談できる</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>気軽に実施でき、活動員にとっても本人にとっても負担感が少ない</li><li>関わりを希望しない方も、見守り対象者とすることができます</li></ul> |
| 難しい点 | <ul style="list-style-type: none"><li>活動員にとって「訪問に行く!」という気構えが必要</li><li>訪問すると、一定程度の時間がかかる</li><li>対象者が訪問の了承のある方に限られる</li></ul>  | <ul style="list-style-type: none"><li>状況の変化や病気の進行など、変化に気付きにくい</li><li>対象者との関係を作りにくい</li></ul>                       |

### 3 対象者について～誰を見守るの?～

対象者の考え方については、下の例のように標準例を示していますが、最終的には、「誰を見守るのか」地域で決めることができます。

地域での見守り活動は、ご近所さんなどが日頃から気付いた情報が基本になります。まずは、日常生活の中で、「ちょっと気になる」「ちょっと心配」という方を対象に、活動を実施してみましょう。

#### 誰を見守るの? (対象者の標準例)

##### ★ひとり暮らし高齢者



##### ★高齢者のみの世帯の方、 日中に高齢者のみとなる世帯の方



##### ★認知症と思われる高齢者



例 毎日ヘルパーさんとしか接する機会のない、在宅サービス利用者



例 家族の介護に疲れている方



例 いつも同じ服で外出している高齢者



例 自動車の運転がいつも危ない高齢者

#### コラム

#### 「行政から提供されている名簿について」

民生委員・児童委員(以下、「民生委員」と表記)や協定を締結している自治会町内会(以下、「自治会」と表記)には、行政から名簿を提供している場合があります。

ただし、それらの名簿をふれあい活動に活用するためには必要な手順がありますので、区福祉保健課へご相談ください。

| 情報を得られる可能性のある対象者         | 行政が提供している名簿      | 名簿を持っている方              | 名簿をふれあい活動へつなぐために必要な手順                        |
|--------------------------|------------------|------------------------|--|
| 在宅で75歳以上のひとり暮らし高齢者(住民票上) | 75歳以上ひとり暮らし高齢者名簿 | 民生委員                   | 本人からふれあい活動の実施希望の有無を確認すること                    |
| 在宅の要介護認定者、障害者など          | 災害時要援護者名簿        | 協定を締結した自治会の情報管理者、情報取扱者 | 対象者の情報について、自治会がふれあい活動と共有することを了承して、本人の同意を得ること |

※全ての民生委員や自治会が名簿を持っているとは限りません。

地域には困っている方や、困っていても自分から声を上げられない方がたくさんいます。地域の実情に応じて、**高齢者以外でも、「見守りが必要」と考えた方**は、ふれあい活動の対象とすることができます。

## どんな方を見守るかは、地域で決めましょう

### ★その他、地域で見守りが必要と考えられる方



例 母子家庭・父子家庭や、親が留守がちな世帯の子ども



例 子育てに不安を感じている親



例 困ったことがあっても、外の人とは付き合いが多くない方



例 体力の低下や障害により、ゴミ捨てや買い物など日常生活に不便を感じていそうな方



例 ひきこもりの子どもと高齢の親の世帯や、障害者とその高齢の親の世帯等、周囲とのかかわりが多くない世帯の方

### コラム

### あの人はデイサービスを利用しているから、見守らなくても大丈夫?

デイサービスやショートステイなどの各種介護保険サービスの利用により、日常生活が送れている方々もいらっしゃいます。「サービスが入っていれば、地域で気に掛ける必要はないわ」と思われる方も多いのではないでしょうか。

しかし、時間が決められた介護サービスでは気付きにくい「いつもなら朝早く雨戸が開くはずなのに…」というような日常生活の些細な変化に一番早く気付くことができる方、ご近所の皆さんです。

「あの人はサービスを利用しているから、大丈夫よね」ではなく、「サービスを利用しているからといって、地域とのつながりが希薄にならないよう、お互いに支え合える地域づくりが望まれます。

